

# 大宝三年正月の早蕨：「志貴皇子權御歌」一首考

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2000-03-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 川上, 富吉 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/1398">https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/1398</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



# 大宝三年正月の早蕨

——「志貴皇子權御歌」一首考——

川 上 富 吉

一、はじめに

『萬葉集』卷第八、春雜歌部の冒歌に、

志貴皇子の權の御歌一首

石走いははしる垂水たるみづの上うへの早蕨さわらびの萌もえ出いづる春はるになりはるにけるかも（8・一四一八）

という早春譜の秀歌がある。これは、卷第一巻頭歌の春の若菜を摘む雄略御製歌の系譜につらなる祝賀の歌であろう。この一首の制作年代および權びの内実については、定説がない。現行のテキスト、全注釈類では、

何のよろこびか不明。増封あるいは位階昇進の時の作とも、宴飲の際の歌ともいう。(日本古典文学大系本『萬葉集』) ころは、どのような喜びか不明であるが、酒宴での感興を歌ったのであろう。(日本古典文学全集本『萬葉集』) 春到来の喜びを歌った宴席歌か。四季分類の巻頭を飾るにふさわしい古歌として選ばれたもの。

(新潮日本古典集成本『萬葉集』)

新春の賀宴に祝意を述べる趣で題詠された歌。(講談社文庫『萬葉集全訳注 原文付 (二二)』)

原作時の「よろこび懽」の内容は不明だが、春の到来を喜ぶ歌として伝誦され、公の席で披露されることが多かった歌であらう。(『萬葉集全注 卷第八』井手至)

とあって、喜びの内実も制作年代も共に不明と見ることが定説化している観がある。一方で、その制作年代と内実を限定する見解としては、

- ① 持統崩御の直後、大宝三年(703)の早春、長い鬱屈の日々の終りの時。(緒方惟章「天智天皇の皇子たち」『萬葉集講座 第五卷』昭48・2)
- ② 「長皇子の新郎佐紀宮の祝賀の宴席歌(1・八四)」の答歌として、奈良遷都和銅三年(710)三月をいちじるしくは下らない時期。(伊藤博『萬葉集釋注二』平7・11。及び『同四』平8・8)
- の二説があり、この間、私見として、

大宝三年(703)一月二〇日に忍壁皇子(妃の同母兄)の知太政官事任官を慶賀しての献詠か。(川上富吉編『古代詩万葉とその周辺』初版、昭51・3。九版、平3年2月)

と、該当歌の脚注で指摘しておいたが、万葉研究者の誰の眼にもとまらなかつたのか、あえて、黙殺されたのか、いづれにしろ、ここにいささかその要点を、その後の見解をも加えて述べることにする。

## 二、志貴皇子の閲歴

志貴皇子は、名を、「施基」(天智紀七年二月条)・「芝基」(天武紀八年五月条)・「志紀」(統紀、大宝三年九月条)・「志貴」(統紀、和銅元年正月条)と記され、万葉集では「志貴」となっている。

志貴皇子の閲歴は、次の通りである。

①天智七年(668)二月 天智天皇の后妃・皇子女の中、「越道君伊羅都売、施基皇子を生む」とある。天智天皇の第七皇子(統紀、宝龜二年八月条)。但し、宝龜三年五月八日勅(類聚三代格)は第三皇子とある。

②天武八年(679)五月 吉野宮で天皇・皇后と会盟の六皇子の一人。

乙酉に、天皇、皇后と草壁皇子尊・大津皇子・高市皇子・河島皇子・忍壁皇子・芝基皇子に詔して曰はく、「朕、今日、汝等と俱に庭に盟ひて、千歳の後に、事無からしめむと欲す。奈之何」とのたまふ。皇子等、共に対へて曰さく、「理実、灼熱なり」とまをす。則ち草壁皇子尊、先づ進みて盟ひて曰さく、「天神地祇と天皇、証めたまへ。吾、兄弟長幼、并せて十余王、各異腹より出でたり。然れども同じきと異なる」と別かず、俱に天皇の勅の隨に、相扶けて忤ふること無けむ。若し今より以後、此の盟の如くにあらざは、身命亡び、子孫絶えむ。忘れじ、失たじ」とまをす。五皇子、次を以ちて相盟ふこと、先の如し。然して後に、天皇の曰はく、「朕が男等、各異腹にして生れたり。然れども今し一母同産の如くに慈まむ」と

のたまふ。則ち襟を披き其の六皇子を抱きたまふ。因りて盟ひて曰はく、「若し茲の盟に違はば、忽に朕が身を亡はむ」とのたまふ。皇后の盟ひたまふこと、且天皇の如し。

丙戌に、車駕、宮に還りたまふ。

己丑に、六皇子、共に天皇を大殿の前に拝みたまつりたまふ。

③朱鳥元年(686)八月一日 封二百戸を加増される。

④持統三年(689)六月二日 撰善言司に任ず。

癸未に、皇子施基・直広肆佐味朝臣宿那麻呂・羽田朝臣齊斎、此には牟吾閉と云ふ。勤広肆伊余部連馬飼・調忌守老人・務大參大伴宿禰手拍と巨勢朝臣多益須等とを以ちて、撰善言司に拜す。

⑤大宝三年(703)九月三日 四品志紀親王、近江国の鉄穴を賜ふ。

⑥大宝三年(703)十月九日 持統太上天皇御葬司に、四品志紀親王、造御竈長官となる。

⑦大宝四年(704)正月十一日 四品志紀親王、封一百戸加増される。

⑧慶雲三年(706)九月二五日〜十月十二日 難波宮行幸の時の歌(1・六四)

⑨慶雲四年(707)六月十六日 文武天皇の殯宮に供奉。

辛巳、天皇崩りましぬ。遺詔したまはく、「十六日 拳哀三日、凶服一月とせよ」とのたまふ。○壬午、三品志紀親王、正四位下大上王、正四位上小野朝臣毛野、從五位上佐伯宿禰百足、黃文連本実等を以て殯宮の事に供奉らしむ。拳哀、着服、一ら遺詔に依りて行はしむ。

⑩和銅元年(708)正月十一日 四品志貴親王、三品を授けらる。

⑪和銅七年(714)正月三日 三品志貴親王、封二百戸を加増される。

⑫和銅八年(715)正月十日 三品志紀親王、二品を授けらる。

⑬靈龜元年(715) 九月 万葉集に「志貴親王の薨りましし時の歌一首并に短歌」(2・1330題詞)とあり、

⑭靈龜二年(716) 八月十一日

○甲寅、二品志貴親王薨しぬ。從四位下六人部王、正五位下、あがたいぬかひ大養宿禰筑紫を遣して、喪事を監護らしむ。  
親王は天智天皇の第七の皇子なり。宝龜元年、追尊して、御春日宮、天皇と称す。

これらの記事を基にして、さらに、天智・天武両帝の皇子たちの、壬申の乱後、靈龜二年(志貴の薨年)に至る四十四年間の序列をまとめた緒方惟章作成の「表」(六頁)を一覧すれば、志貴皇子と忍壁皇子の二人がほぼ同時期に、持統に疎外注されていることが際立って見てとることができる。だからと言って、そのことが、持統崩後の持統から解放された喜びへと直結するといった単純なことではなかったであろうと言つてよい。

### 三、忍壁皇子の知太政官事任官―大宝三年―

別掲の「表」(六頁)にもある通り、天武八年五月吉野会盟時の序列五位・六位の忍壁と志貴は、共に、天武崩御後の持統朝では「疎外」されていたものとみるのは妥当な見解であると言える。だが、そのことで、「私は、この一首の制作年代は、持統崩御の直後、大宝三年(七〇三)の早春と断じて憚らない。」という言葉説は今ひとつ説得力に乏しいのではないかと思う。持統太上天皇が亡くなったから、さあ、我が世にも春が来るだろうと明らかに歌つていいものかどうか。それは、孫文武天皇に対する大不敬となることであるはずだからである。

現に『続紀』は、大宝三年正月条に

\*斜線は死亡している場合、アラビア数字は序列、?は詳細不明であること、破線はこの期間疎外されていることを意味する。

系統	年	皇	子	名
天	天武元 (六七二)			大友(弘文)
	天武八 (六七九)			建
	天武十四 (六八五)			川嶋
	朱鳥元 (六八六)			施基
	持統元 (六八七)			?
	持統五 (六九一)			?
	持統七 (六九三)			?
	持統十 (六九六)			?
	文武元 (六九七)			?
	文武四 (七〇〇)			?
天	大正三 (七〇三)			高市
	慶雲一 (七〇五)			草壁
	和銅元 (七〇八)			大津
	和銅七 (七一四)			忍壁
	和銅八 (七一五)			磯城
	靈龜元 (七一五)			舍人
	靈龜一 (七一六)			長
	持統元 (六八七)			穂積
	持統五 (六九一)			弓削
	持統七 (六九三)			新田部
文武元 (六九七)				
文武四 (七〇〇)				
大正三 (七〇三)				
慶雲一 (七〇五)				
和銅元 (七〇八)				
和銅七 (七一四)				
和銅八 (七一五)				
靈龜元 (七一五)				
靈龜一 (七一六)				

三年春正月癸亥の朔、朝を廢む。親王もがりのみ已下百官人等、太上天皇の殯宮のみやを拝す。へ中略、丁卯五、太上天皇の奉為おほむために、大安・薬師・元興・弘福の四寺に設齋す。

と記している。さらに、緒方惟章は、

施基の「懽」の実体を見失うべきではない。まさに、施基にとっては、この大宝三年の春は、長い鬱屈の日々の終りの時であったが故に――。

と言うが、この歌は「終り」の歌ではなく新しい年の春の「始り」の歌なのだということが肝心なので、「続紀」は続けて、

二十日壬午、三品刑部親王に詔して、太政官の事を知らしめたまふ。

と記している。「知太政官事」については、新日本古典大系本「続日本紀一」の補注に、

本条および慶雲二年九月壬午条では、刑部親王および穗積親王に「太政官の事を知らしむ」とあって、知太政官事はいまだ官名とはなっていない。しかし慶雲三年二月辛巳条と靈龜元年七月丙午条では「知太政官事」「二品穗積親王」「知太政官事」「一品穗積親王」というように、知太政官事は品階とともに肩書として用いられており、さらに養老四年八月甲申条にいたると「詔以<sub>二</sub>舍人親王<sub>一</sub>為<sub>二</sub>知太政官事<sub>一</sub>」とあって、これが一個の官職として取扱われるにいたったことが知られる。



この時期に知太政官事の任務を与えられた者、もしくはその官職に任じた者で、今日知られるのはつぎの四名である（カッコ内の皇子の序次は続紀が示すもの）。

刑部親王 大宝三年正月任 慶雲二年五月没（天武第九皇子）

穗積親王 慶雲二年九月任 靈龜元年七月没（天武第五皇子）

舍人親王 養老四年八月任 天平七年十一月没（天武第三皇子）

鈴鹿王 天平九年九月任 天平十七年九月没（高市皇子の子）

知太政官事については、竹内理三『知太政官事』考（『律令制と貴族政権』I）において、つぎのような点が指摘されている。

(1) 知太政官事に任じた者は、右のように鈴鹿王を以て終るのであるが、しかしその後もその復活が予想されていたことは、慶雲三年二月に知太政官事二品穗積親王に対する処遇として行われた。その季祿は右大臣に准ずるという処置が、式部省式上に「凡親王知太政官事者、其季祿准右大臣」という条文として継承されていることよって知られる。(2) 皇子が太政大臣に任じた先例として、天智の皇子の大友皇子（天智十年正月条）と天武の皇子の高市皇子（持統四年七月条）の例があるのに、刑部親王以下を太政大臣ではなく知太政官事としたのは、前代の太政大臣が万機を総攬する権限をもち、かつその地位が皇位の継承と密接な関係があったことへの配慮と、大宝令制の太政大臣が臣の最高代表者として位置づけられたものであったので親王が任ずるにふさわしいものと考えられたためと推定される。(3) 知太政官事に任ぜられた者は、みな天武の子および孫である。その意味でこれは天武一族によるミウチ的な政治体制すなわち皇親政治体制の一環をなすものである。(4) 大宝三年正月に知太政官事が置かれた直接の理由は、文武との共同統治者として万機を摂行していた持統太上天皇の死去にあったと考えられる。また穗積親王の没後久しくこれが置かれなかったのは、右大臣藤原不比等をしてその任に当らせたためであろう。舍人親王が知太政官事に任じ

たのは、不比等が没した直後である。

とあつて、忍壁皇子の知太政官事任官は(3)と(4)の理由によると認めてよいであろう。知太政官事となつた忍壁皇子の邸では、その祝いの私宴が旬日の裡に催されたであろうことは明白なことであろう。その祝賀の宴に、志貴皇子は、妃多紀皇女と共に加わっていたのである。

#### 四、多紀皇女と春日王

多紀皇女が、忍壁皇子の同母妹であることは、天武紀二年二月の後妃皇子女条に、

六人臣大麻呂が女からひめのいらつめ櫛媛娘、二男二女を生む。其の一を忍壁皇子と曰し、其の二を磯城皇子と曰し、其の三を泊瀬部皇女と曰し、其の四を託基皇女と曰す。

とあり、『万葉集』巻第四にある、

#### 春日王歌一首

あしひきの山橘しうの色に出でよ語らひ継ぎて逢ふこともあらむ(4・六六九)

の題詞の下に、『校本万葉集』に拠れば、

大宝三年正月の早蕨

元、西、温、矢、京下ニ小字「志貴皇子之子母曰多紀皇女也」アリ。但、西、「貴」ヲ「賀」トセリ。元、「女」ハ「子」ヲ同筆ニテ直セリ。

神、下ニ訓ト同筆ニテ小字「志貴皇子之母曰多記皇女也」アリ。

類、前行ニ「春日王相聞哥志貴皇子之子母曰多紀皇子也」アリ。

とあり、神宮文庫本も「志貴皇子之子母曰多紀皇女也」とし、広瀬本も「志貴皇子之子母曰多紀皇女也」とある。これらの注記を信用すれば、春日王は志貴皇子と多紀皇女との子ということになる。『本朝皇胤紹運録』には、天智天皇の皇子施基皇子の子で、正四下とみえる。安貴王の父、市原王の祖父にあたる。

この春日王の閱歴注を知る資料は少ないが、続紀養老七年（723）一月一〇日条の授位記事中に、

无位栗栖王・三嶋王・春日王に並に從四位下。

とあつて、初叙位記事がある。「選叙令」の皇親の蔭位の規定、

凡そ皇親わうしんに蔭おむせむことは、親王しんわうの子に從四位下、諸王しよわうの子に從五位下。其れ五世王は、從五位下。子は一階降せ。庶子しよしは又一階降せ。唯し別勅べちちよくに処分しよぶんせむは、此の令りやうに拘かかれじ。

によれば、これが初授位で、志貴皇子と多紀皇女の嫡子とみることができるといふ。また、その叙位時の年齢は、同じく「選叙

令」の授位の最低年齢の制限の規定、

凡そ位授けむは、皆年廿五以上を限れ。唯し蔭を以て出身せむは、皆年廿一以上を限れ。

によれば、この時、二十一歳であったと推定してよい。とすると、その出生は、溯つて大宝三年(703)のこととなる。母、多紀皇女(託基、當者とも記す)の閏歴をみると、

朱鳥元年(687)四月二十七日条に、

多紀皇女・山背姫王・石川夫人を伊勢神宮に遣す。

同年五月九日条に、

多紀皇女等、伊勢より至り。

とあるが、これは、新羅貢調物を献ずるためであろう。時に、十一歳から十三歳か。

文武二年(698)九月十日条に、

当者皇女を遣して伊勢齋宮に侍らしむ。

とあつて、文武即位直後に卜定され、一年間の潔斎だけで下向したらしい。時に、二十二歳から二十五歳か。大宝元年(701)二月十六日条に

泉内親王を遣して伊勢斎宮に侍らしむ。

とあるから、この時、多紀皇女は解任となり帰京し、母の邸か兄忍壁皇子の邸(あるいは、母も兄も同じ邸にあつたか)に居住したものと推定できよう。時に、二十五歳から二十八歳の間であろう。

この大宝元年二月十六日以後、大宝二年の中に、志貴皇子との通婚があり、春日王を懐妊したものと推定できる。とすれば、大宝三年春正月には、臨月近かつたのかもしれない。「早蕨の萌え出づる」春とは、妃の同母兄忍壁皇子の知太政官事任官の慶賀の他に、妃多紀皇女の春日王出産——新しい生命の誕生——の「待遠しさ」といった幸福な期待感、そういったものが、たくまずして、寓されていたものと読むことによつて、この一首の「懂」びの内実を正鵠に復元し、鑑賞享受することが可能なのだと指摘しておきたい。

(平成十一年十二月二十一日稿)

- 注1 両皇子の疎外(不遇)期の理由を、両皇子の外戚の「阿倍氏」内部における、布勢系と引田系の対立関係、特に、氏上、右大臣阿倍(布勢)朝臣御主人との関係を指摘するものとして、池田三枝子「志貴皇子と忍壁皇子(上)——その不遇期について——」(『銀杏鳥歌』7号、平3・12。「同前(中)」(同前8号、平4・6)「同前(下)」(同前9号、平4・12)がある。
- 注2 竹内理三他編『日本古代人名辞典 第三卷』(昭34・7)には、

【春日王】(一)春日皇子をみよ。(二)伝未詳。持統三・四薨じた(書紀)。(三)伝未詳。文武三・六卒し、勅使賻を賜わつた。

時に浄大肆(統紀)。四 施基皇子の子。安貴王の父。養老七・正無位より從四下に叙せられ、天平三・正、從四上、同十五・五正四下に昇叙したが、同十七・四散位で卒した(統紀)。紹運録に、天智天皇の皇子施基皇子の子で、正四下とみえる。安貴王の父、市原王の祖父にあたる。(五) 弓削皇子が吉野に遊んだ時に詠んだ歌に對し、「春日王の和へ奉れる歌一首」があり(万葉243)、また「春日王の歌一首」がみえる(万葉四669)。前の歌にみえる弓削皇子は天武天皇太子で、文武三・七崩じているから、この皇子と歌を贈答したのは(三)の春日王と思われ、後の歌は元暦本に「志貴皇子之子、母曰多紀郎女也」と註するから、これによれば(四)の春日王の歌ということになる。(六) 景雲三・十一無位より從五下に叙せられた(統紀)。

注3 竹内理三他『日本古代人名辞典 第四卷』(昭38・7)には、

【託基皇女】天武天皇々女。多紀皇女(朱鳥元条)、多紀内親王(慶雲三・十二条以降)當耆皇女(文武二・九条)にもつくる。天武二・四天皇は穴人臣大麻呂の女擬媛娘に娶い二男二女を生んだが、その第四子とある。朱鳥元・四伊勢神宮に遣わされた。新羅貢調物を献ずるためであろう。同元・五伊勢より帰京した(書紀)。文武一・九伊勢齋宮に遣わされ、慶雲三・十二、大神宮に參じた。時に四品。天平九・二、三品を授けられ、勝宝元・四二品より一品に叙せられ、勝宝三・正、薨じた。時に一品。天武天皇の皇女とある(統紀)。春日王の歌の註に、元暦本、古写一本に春日王は志貴皇子の子、母を多紀皇女というところある(万葉四669)。古義もこの説を引用している。

注4 緒方惟章「天智天皇の皇子たち」(『万華集講座 第五卷』昭48・2)は、

春日の生年を大宝三年(七〇三)とすると、それは、春日の生母當耆皇女が齋宮として伊勢に赴いている期間(當耆が齋宮であったのは、文武二年(六九八)より慶雲三年(七〇六)の期間である)に相当し、春日を生ずことは不可能である。としたが、この大宝元年二月十六日条を見落としていたのであろう。この条文をもとに多紀皇女の解任および志貴皇子との通婚と春日王出産について、塩谷香織「志貴皇子系譜の疑問―市原王は志貴皇子の曾孫ではない―」(『学習院大学国語国文学会誌』23号 昭55・3)は、

多紀皇女が志貴皇子に嫁し、春日王を生み得るのは大宝元年(七〇一年)二月十六日以降である。

齋王解任後すぐに志貴皇子に嫁し、春日王が第一子とすると、春日王の生年は大宝二年(七〇二年)又は三年(七〇三年)となる。大宝三年(七〇三年)生とすると、无位から從四位下を授けられた養老七年(七二三年)は丁度二十一才である。天智

大宝三年正月の早蕨

帝の皇子と天武帝の皇女との間の子であれば、二十一才丁度の叙位も充分に考えられよう。

即ち選叙令から言つても、春日王の生年は大宝三年（七〇三年）より下らせることはできないし、多紀皇女が母であれば大宝二年（七〇二年）より遡らせることもできない。

とし、それを承けて、村山出「志貴皇子の歌―「權御歌」の解釈の視点の検討―」（国語と国文学）704号 昭57・10）は、

皇子に嫁して春日王を生んだ多紀皇女は大宝元年（七〇二）二月己未（十六日）の泉皇女との交替期までは伊勢齋宮の任にあって、春日王誕生は大宝二―三年となり春日王叙位の時期の年齢とも符号する。

と容認している。

注5 森本治吉『萬葉集精粹の鑑賞 下巻』（昭18・1）に、（傍線川上）

御歌の対象は、早春の野外の有様である。故に、残りの雪を取上げて歌ふ事も出来るであらう。それをさういふ冬の殘影に目をくれず、芽を吹き出づる新たな生命に心をお惹かれ遊ばした事は、即ち御心中に御喜びがあつて、早春の外象に應ずる生き生きしたものが内に醸されてゐたからである。従つて内部の明るい御心理が、名作の生れ出づるに與つて充分の力があつたことを認めなくてはならない。

とあり、新潮日本古典集成成本『萬葉集二』（昭53・11）の頭注に、

「わらび」は早春、嬰兒の握り拳こぶしのような形状の新芽を出し、食用にされる。

とあり、大岡信『萬葉集』（昭60・4）に、（傍線、川上）

「石ばしる」の歌は「志貴皇子の權ちかみの御歌一首」とあるものだが、どんな内容の喜びだったのか不明。あるいは子どもを得ての祝いの歌だったかもしれないなど空想するが、歌そのものは春を迎える歓喜をうたつていて、古来最も代表的な春のことばの歌の一つとして愛誦されてきた。そしてこの歌はそれにふさわしい響きのよさをそなえていた。